

令和7年2月17日招集

田村市議会3月定例会提出議案
(追加提出)

議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
議案第 35 号	田村地方衛生処理センター解体撤去工事(2期工事)請負契約の変更について	1
議案第 36 号	財産の取得について	2
議案第 37 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	3

議案第35号

田村地方衛生処理センター解体撤去工事(2期工事)請負契約の変更について

令和6年6月21日に議会の議決を経た「田村地方衛生処理センター解体撤去工事(2期工事)請負契約」の一部を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年田村市条例第51号)第2条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月26日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 工 事 の 目 的 | 田村地方衛生処理センター解体撤去工事(2期工事) |
| 2 契 約 金 額 | 変更前 377,300,000円
変更後 334,620,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 田村市滝根町菅谷字沖田15番地
富士工業株式会社
代表取締役 猪狩 恭典 |

議案第36号

財産の取得について

財産を取得することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年田村市条例第51号)第3条の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月26日 提出

田村市長 白石 高司

記

- 1 契約の目的 令和7年度中学校教師用教科書及び指導書の取得
- 2 取得する動産 教師用教科書 334冊
教師用指導書 339冊
- 3 契約方法 随意契約
- 4 契約金額 20,449,715円
- 5 契約の相手方
 - (1) 田村市船引町船引字南町通129番地
有限会社小泉書店
代表取締役 小泉 祐一
 - (2) 田村市常葉町常葉字中町36番地
石川屋
代表 石井 修一

議案第37号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和6年11月15日、田村市船引町今泉字後田地内の県道において、駐車中の相手方（田村市在住者）の車両に接触し損害を与えたことについて、損害賠償の額を定め和解するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和7年2月26日 提出

田村市長 白石 高 司

記

- 1 相手方 田村市在住者
- 2 和解事項
 - (1) 田村市は、この事故によって生じた損害を賠償するため、相手方に対し、金1,910,400円を支払う。
 - (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- 3 損害賠償額 金1,910,400円